

農林水産委員会会議記録

農林水産委員長 太田 正美

1 日 時

令和4年6月23日（木） 午前10時01分から
午前11時49分まで

2 場 所

第3委員会室

3 出席した委員の氏名

太田正美、大友栄二、井上伸史、尾島保彦、平岩純子、堤栄三

4 欠席した委員の氏名

河野成司

5 出席した委員外議員の氏名

木田昇、麻生栄作

6 出席した執行部関係者の職・氏名

農林水産部長 佐藤章 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第57号議案のうち本委員会関係部分については、可決すべきものと、第2号報告のうち本委員会関係部分については、承認すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
また、継続請願12については、継続審査とすることを賛成多数をもって決定した。
- (2) 第60号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することに全会一致をもって決定した。
- (3) 県内所管事務調査のまとめとして、執行部から報告を受けた。
- (4) 令和3年度新規就業者の状況について、昭和井路突発事故復旧工事に係る通水開始時期の遅延について、有害鳥獣対策の取組についてなど、執行部から報告を受けた。
- (5) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることにした。
- (6) 県外所管事務調査の実施について協議し、11月7日から9日もしくは、11月15日から18日のうち、2泊3日の日程で実施することを決定した。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 主査 吉良文晃
政策調査課政策法務班 副主幹 安達佑也

農林水産委員会次第

日時：令和4年6月23日（木）10：00～

場所：第3委員会室

1 開 会

2 農林水産部関係

10：00～11：30

- (1) 合議議案件の審査（付託委員会：総務企画委員会）
第60号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について
- (2) 付託案件の審査
第57号議案 令和4年度大分県一般会計補正予算（第1号）
第2号報告 令和3年度大分県一般会計補正予算（第14号）について
継続請願 12 コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策の意見書の提出について
- (3) 県内所管事務調査のまとめ
県内の集落営農法人について
- (4) 諸般の報告
 - ①令和3年度新規就業者の状況について
 - ②昭和井路突発事故復旧工事に係る通水開始時期の遅延について
 - ③有害鳥獣対策の取組について
 - ④2022年全国乾しいたけ振興大会 in オーガニックシティさいきについて
- (5) その他

3 協議事項

11：30～12：00

- (1) 閉会中の継続調査について
- (2) 定例外調査について
- (3) その他

4 閉 会

会議の概要及び結果

太田委員長 ただいまから、農林水産委員会を開きます。

本日は、都合により河野議員が欠席しています。

また、本日は委員外議員として木田昇議員、麻生栄作議員が出席しています。

ここで、委員外議員の方をお願いします。発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう、要点を簡潔に御発言願います。

なお、進行状況を勘案しながら進めるので、委員外議員の皆さんは、あらかじめ御了承願います。

本日審査いただく案件は、総務企画委員会から合議のあった議案1件及び付託を受けた議案2件並びに継続請願1件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより審査に入ります。

初めに、合議案件の審査に入ります。

総務企画委員会から合議のあった、第60号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

佐藤農林水産部長 農林水産部長の佐藤です。

太田委員長をはじめ、農林水産委員の皆様には、5月11日以降、所管事務調査として、県内各地の農林水産部関係の地方機関及び関連施設に足を運んでいただき、また貴重な御意見をいただいていることを、感謝申し上げます。

後ほど、県内所管事務調査のまとめの報告として、県内の集落営農法人について、担当課長から説明します。

さて、ロシアのウクライナ侵攻や円安に伴う物価上昇については、知事の提案理由でも触れたとおり、大変厳しい状況となっており、影響の緩和は急務となっています。このため、農林水産部においても、詳細は後ほど説明しますが、燃油や肥料等の価格高騰下における農林水産事

業者を支援する予算案等を計上しました。

本日は、合議案件1件、当部関係議案のほか、令和3年度新規就業者の状況等の報告を行いますので、よろしくお願いします。

梅木畜産振興課長 農林水産委員会資料の2ページをお願いします。

第60号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正について御説明します。

まず、資料上段の畜舎特例法の概要についてです。令和3年5月19日に公布された畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律に基づき、畜舎等の建築等及び利用に関する計画の認定制度が創設されました。

これは、今回の条例改正の目的に示していますが、これまで畜舎を建設する際、たとえ山奥の牛舎で人がほとんどいない場所でも、通常の事業所と同じく建築基準法が適用され、その建築に係る負担は畜産業の経営実態からみて過大となっていたことから、畜舎内の滞在者数や滞在時間を一定以下にするなどの利用計画を申請することで、建築基準法の構造等の基準によらず、畜舎等の建築等ができるようにしたものです。

これにより、畜舎建築に係る申請の簡素化等が可能となり、畜産農家の負担軽減が図られます。

県では、畜舎特例法に基づく審査が必要となることから、右下の手数料の設定（案）にあるとおり、畜舎建築利用計画の認定など五つの業務の手数料を新たに設定します。

なお、改正する条例の施行期日は、公布の日としています。

太田委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。どなたかありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 別に質疑等もないので、これより採決します。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

太田委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定しました。

次に、付託案件の審査に入ります。まず、第57号議案令和4年度大分県一般会計補正予算（第1号）のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

井迫農林水産企画課長 資料の3ページをお願いします。令和4年度大分県一般会計補正予算（第1号）のうち、農林水産部関係について説明します。

（1）予算を御覧ください。赤い太枠に示すとおり、農林水産部では4年度6月補正予算案として13億8,311万9千円を計上しています。

資料4ページの（2）事業の概要を御覧ください。1番施設園芸燃油価格高騰緊急対策事業2億円、2番しいたけ増産体制整備総合対策事業5千万円、3番漁業燃油価格高騰緊急対策事業1億7千万円です。これらの事業は、燃油価格高騰下における施設園芸農家、しいたけ生産者、漁業者の経営安定を図るため、ヒートポンプや省エネ型椎茸乾燥機、省エネ型エンジン等の機器導入への支援を拡充するものです。

当部としては、今回の原油、原材料価格高騰について、生産者の努力だけでは対応困難な、いわば災害のようなものと受け止めています。

この状況を受け、国は価格上昇に対するセーフティネット等を大幅に拡充し、生産者の直接的負担の軽減を図っています。しかしながら、燃油価格は今後も高止まりが懸念されているので、県ではこれらセーフティネットの利用促進とあわせて、燃油高騰の影響を受けにくい経営への転換を進めるため、省エネ機器の導入等に

ついて、災害復旧並みに補助率をかき上げし、強力に支援していきたいと考えています。

次に、4番耕畜連携堆肥活用推進事業8億1,691万9千円です。この事業は、肥料価格高騰の影響を受けにくい生産基盤づくりを進めるため、県域での堆肥の流通体制を構築するとともに、流通促進に向けた施設整備や堆肥の導入等を支援するものです。

本県では、耕畜連携を進める上で、堆肥の供給側である畜産農家と受入側である耕種農家とのマッチング体制が整っていないことが課題となっています。また、堆肥は品質にばらつきがあるといったイメージや、肥料に比べて散布に労力がかかるといった懸念から、耕種農家に敬遠される傾向があり、堆肥の活用が進んでいません。

そこで本事業では、ねぎと麦を堆肥活用施業モデルとして位置付け、土壌診断に基づく堆肥の導入等を支援するとともに、ペレット化など高品質な堆肥の生産に向けた設備や堆肥の一時保管庫、散布機械等の整備を支援することで、堆肥の県域流通ネットワークの構築を目指します。

次に、5番畜産経営緊急支援事業1億820万円です。この事業は、飼料価格高騰下における畜産農家の経営安定を図るため、配合飼料価格安定制度に係る積立金の生産者負担分や自給飼料の生産拡大を支援するものです。

国際情勢により飼料価格が高騰し、過去最高を更新する中、畜産農家の経営コストに占める飼料費の割合は大きく、負担が増加しています。

そこで、本事業では配合飼料価格安定制度に関して、令和3年度から4年度にかけて増額となった生産者積立金に対し、1トン当たり200円を助成するとともに、自給飼料の生産拡大に必要な収穫調製機械等の導入を支援し、畜産農家の負担軽減を図ります。

最後に、6番小麦産地生産性向上緊急対策事業3,800万円です。この事業は、輸入に依存している小麦の生産拡大を図るため、作付けの団地化や営農技術・機械の導入等を支援するものです。

国際情勢により小麦の価格が高騰し、生活への影響が懸念される中、国の支援策の受け入れ等により県産小麦の生産拡大を支援することで、農家所得の向上と県産小麦の安定的な確保を目指します。

太田委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。どなたかありますか。

堤委員 畜産経営緊急支援事業について、生産者積立金への助成ということですが、生産者組合に入っている方が全体の畜産業の中でどれぐらいいるのか。また、生産者組合に入っていない、これに該当しない方はどれぐらいいるのか、数字を教えてください。

本田畜産技術室長 配合飼料基金については、生産者、それから飼料メーカーがそれぞれ積立金として負担をするようになっており、県内で各畜種合わせて600戸ほど加入しています。これは配合飼料を購入して家畜に給餌している農家で、一般的に配合飼料は、養豚、養鶏、それから酪農、肥育などが該当します。繁殖については自給飼料が主体なので使用量は少ないですが、大部分の農家が配合飼料基金に加入していると理解しています。

堤委員 600戸という戸数は、ほとんどの方が入っているという認識、99%入っていると認識していいですか。

それと、今日の紙面でしたか、肥料の価格が2倍ぐらいになっているとありました。積立金の増額分を200円プラスしていきますが、この増額分がどのように影響するのか。これが7月から実施されたとして、お金が入ってくるのは当然今ではなく将来になりますが、その整合性についてはどうでしょうか。

本田畜産技術室長 配合飼料基金については、通常補填と異常補填があって、通常補填については生産者と飼料メーカーが負担していくので、今回200円の助成をする部分については、通常補填です。過去1年間と比較して、四半期ごとに上がった価格に対して補填していますが、それとは別に異常補填ということで、過去1年と比べて115%以上上がった場合には補填が

上乘せされるので、今は通常補填に加えて、異常補填の分も補填されている状況です。

堤委員 ということは、大体これで配合飼料が値上げされた分は、とんとんになる認識でいいのかな。つまり、経営が厳しくなるとか、そういう影響は考えなくていいの。

本田畜産技術室長 過去1年に比べてなので、飼料価格については2年ぐらい前からかなり上がってきているので、農家自身の飼料費に対するウエイトは高くなっており、経営としては飼料費のコストを下げるとか、そういった部分の取組が必要になってくるかと思います。

堤委員 こういう協力金ではなくて、その部分に対する直接の補填と言うか制度はないですか。

本田畜産技術室長 配合飼料については、配合飼料基金制度があるので、その中で補填をしていきます。

ほかに、自家配合ということで、主に酪農だとか肥育になりますが、単体の飼料を購入して自分で配合している農家は、そういったものを使いながらコスト削減を図っています。

それから、酪農や肉牛の繁殖については自給飼料の供給割合が高いので、輸入飼料の部分を国産の自給飼料に変えていくことでコスト削減を図っていく。今回の補正の中で、自給飼料を収穫する機械の導入についても支援をすることで考えています。

井上委員 2番で、省エネ型椎茸乾燥機の導入とありますが、適用規模がどれくらいかを教えてください。

それと、4番目は結局堆肥を作っているところは堆肥を補助すればいいんだよ。これは機械とか、いろいろ導入せにゃいかんわけですか。堆肥の機械や設備を導入するのは相当金がかかると思うけど、ちょっと意味が分からんけどね。私が言っていることは分かりますか。私は堆肥を使うからそれに対する補助かなと単純に思いましたが、そういうことでは駄目ですか。

神鳥林産振興室長 しいたけの乾燥機に対しては、50枚程度入る乾燥機を想定しています。

井上委員 そしたら、その乾燥機は平均いくらかかるのかな。

神鳥林産振興室長 大体1台200万円ぐらい。
井上委員 200万円ね。分かりました。

吉止地域農業振興課長 それでは、堆肥の関係の対策について説明します。

堆肥の流通については、畜産部門では、堆肥を出したいのになかなか出せないという課題、それから耕種部門では、堆肥が欲しいけどなかなか手に入らないとか、堆肥そのものの比率について問題があるとかで、これまでなかなかマッチングができなかった経過があります。

それで今回、耕種部門と畜産部門をマッチングさせる取組を行っていく中で、耕種部門と畜産部門の課題も解決していくことで、良質な堆肥を作るためにはいろいろな施設や機械が必要になるため、そういったものを整備していこうということ。それともう一つ、堆肥を活用するための課題が——誰が運ぶのか、誰が散布するのかということがあります。そういったことが円滑にできる仕組みをつくっていこうと考えています。

井上委員 結局、堆肥を作るための機械の設備に関しての支援ですか。

牛島園芸振興課長 具体的なメニューについて御説明します。

さきほど委員から御質問がありました耕種側の堆肥の投入の件ですが、今回耕種側ではメニューを二つ用意しています。受入基盤の整備ということで、簡単に一時保管をするような保管庫の整備とあわせて、今回はねぎと麦を対象にして堆肥を散布する事業も組んでいます。

井上委員 ちょっとよく分からない。例えば、私は杉から堆肥を作っているんだけど、まだ売れていないんだよね。しかし、今こういう状態だから、これからどんどん売れるのではないかな。だから、そういう設備の支援をしてもらえば相当売れる気もするけど、そういうことに対しては何も支援はないわけですか。——分からんなら後で聞いてもいい。後で聞いわ。

吉止地域農業振興課長 今回、マッチングということでやっています。その中で、堆肥の製造に就かれている方をリストアップします。そのリストアップには、その堆肥の性質、単価、そ

れからどう運ぶかとか、誰がまくかとかも詳細にリストアップして、それと耕種側のニーズとマッチングすることになるので、その中で対応したいと考えています。

大友副委員長 1、2、3番の事業で、直接的なところは国で対応します。2番については井上委員が聞きましたが、1番と3番も大体どれぐらいの事業費と言うか、金額になるのか教えていただきたいと思います。

牛島園芸振興課長 園芸のヒートポンプは、1台150万円と思います。それがみかん農家とかに出るときには、1反当たり2台入る形になるので機械で300万円、それに設置費が50万円から100万円ぐらいかかると考えています。

大屋水産振興課長 水産の省エネエンジンについては、平均すると最近では1千万円ぐらいですが、船外機とかについては数百万円、底引きなどでは200万円から600万円と聞いています。

大友副委員長 3番は結構高いなと感じました。これは、災害復旧並みに予算を付けているとのことですが、手出しが全くないわけではないので、体力があるところはできると思いますが、体力がないところはなかなか厳しいところも多いのではないかなという気もしています。

これはニーズはどんな感じですかね。ニーズの状況を教えていただければと思います。

大屋水産振興課長 国の事業の位置付けを見ると、最近この事業を使って省エネ機器を導入した件数は、令和2年度で4件、3年度で9件です。コロナで非常に厳しいため、今回支援を拡充します。まだまだ先行き不透明な部分はありますが、多くの機器を導入したいと考えています。

神鳥林産振興室長 しいたけの乾燥機に関しては、既存の5万本以上打っている生産者の中で、従来型から計算して42台あるのではないかと考えています。あとは新規参加者が8台で、50台の導入が見込まれます。

牛島園芸振興課長 1番の施設園芸の要望についてですが、ヒートポンプを入れる国庫事業に

については、ハウスマカンを中心に今のところ60台の要望を取っています。

大友副委員長 大体分かりましたが、本当に困っている方たちに、なかなか入れられないこともあるかもしれないので、そういう声もしっかり拾ってほしいなと思います。

倉原団体指導・金融課長 融資の関係で、今国の方では無利子融資なども用意しているので、活用していただければと思っています。

尾島委員 大友副委員長に関連してですが、例えば、燃油高騰がいつまで続くかは分かりませんが、園芸でいうとヒートポンプ、暖房ですからまだこれから半年以上先の話ですね。もちろん、機器の導入は更新日を迎えた人が積極的な活用を考えているかもしれませんが、既存の機器を活用したい人は、やはり直接燃油価格を助成してほしいという願いがあると思います。これは余談ですが。

多重被覆という言葉が出ていますが、現在でも二重張り、あるいはもっと被覆を大きくして三重張り、こういったことは当然燃油が高くなれば農家はやってきていると思うので、この辺の効果がどうなるかは疑問です。

まず、国庫事業と県費の分類を教えてください。

それから、さきほどヒートポンプ60台ぐらいを考えているとの話でしたが、これは別にアンケートとかを取ったわけではないでしょう。そこも確認します。

牛島園芸振興課長 まず、国庫事業と県単事業から説明します。

施設の導入に関しては、国庫事業では必ずヒートポンプを入れることが条件になっています。今まで普通にたいていたボイラーと言うか、加温器とあわせてヒートポンプを使う形で、ヒートポンプだけに変えることではないので、追加でヒートポンプを入れる事業になります。

国庫事業では、ヒートポンプを必ず入れないと、さきほど言われた二重被覆とか、内張りを変えるとか、そういったメニューが追加できないので、今回はヒートポンプを入れない方についても、県単事業でそちらの施設は拾ってい

うと考えています。

セーフティネットでの直接の支援は、国は今回、園芸の方は170%まで上がっているの、県としては、きちんと生産者にはセーフティネットにも入ってもらって、国の事業は十分に活用し、県ではそういった施設整備をしていきたいと考えています。

要望については余り時間がなかったのですが、一応振興局を通して、部会の中から要望として聞いている数字になります。

尾島委員 さきほどの件数は要望があった数ということでもいいですか。

牛島園芸振興課長 はい。もしこういう事業ができたかどうかと聞いて上がった数字になります。

尾島委員 分かりました。いいです。

太田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

太田委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第2号報告令和3年度大分県一般会計補正予算（第14号）についてのうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。
井迫農林水産企画課長 資料の5ページをお願いします。続いて、令和3年度大分県一般会計補正予算（第14号）についてのうち、農林水産部関係について御説明します。

(1) 予算を御覧ください。最終専決は、事業費の確定に伴い不用額の減額等を行うものであり、赤い太枠に示すとおり、農林水産部では3年度最終専決補正予算額として6億3,110万7千円の減額をしています。

資料6 ページの(2) 補正の概要を御覧ください。

まず、①歳入の1 番林業費寄附については、大分県木材協同組合連合会からの寄附金1 億円を歳入予算として計上するものです。寄附者の意向に沿うよう、大分県の活性化のために役立てたいと考えています。

次に、②歳出の1 番家畜伝染病緊急防疫体制整備事業については、本県において特定家畜伝染病が発生した場合における、早期封じ込めとまん延防止措置を迅速に行うための経費を、2 番農林水産関係災害時緊急対応事業については、台風や豪雨等による大規模災害発生時に機動的に対応するため、被災した農林水産基盤施設の緊急的な復旧に要する経費を、いずれも、あらかじめ予算措置している事業です。2 月補正予算編成時点においても、特定家畜伝染病や自然災害の発生リスクを想定して一定額を留保し、年度末の事業費確定を待って、最終専決で不用額を減額補正するものです。

3 番漁港災害復旧事業については、令和4 年1 月に発生した日向灘地震で被災した漁港の復旧工事にあたり、国の交付決定が令和4 年度となったことから、国庫補助金及び県債を一般財源に財源更正するものです。なお、今回振り替えた国庫補助金については、令和4 年度に交付される予定となっています。

資料の7 ページをお願いします。令和3 年度予算の繰越の状況について、御報告します。

まず、上段の明許繰越しについてです。こちらは、昨年度繰越限度額を設定した事業に関して、その額が確定したので報告するものです。

令和3 年度の明許繰越額は、赤い太枠に示すとおり2 3 8 億2, 2 4 6 万5 千円で1 3 億7, 1 0 0 万2 千円の減となっています。

これは、防災・減災、国土強靱化のための5 年加速化対策関連など、国の補正予算規模が減少したことに伴うものや、令和3 年度は令和2 年度と比較して大規模災害が少なかったことが主な減少要因となっています。

次に、下段の事故繰越しについてです。こちらは、昨年繰越明許の承認を受けていた令和2

年度予算について、地元との協議に時間を要したことや、入札不調により契約が遅れたことなどの理由から再度の繰越しが必要となった事業や、新型コロナの影響で部品の確保に日数を要した事業について繰越しを行うものです。

令和3 年度の事故繰越しの総額は、赤い太枠に示すとおり3 3 億5, 5 8 4 万7 千円で2 2 億8, 8 8 8 万9 千円の増となっています。

これは、令和2 年7 月豪雨災害の被害が大規模であったため、災害復旧事業が集中し、技術者等の不足等による入札不調が発生したことが主な増加要因となっています。

これらの事業については、進捗管理を徹底し、年度内の早期完成を図ります。

太田委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。どなたかありますか。

堤委員 入札不調との関係で、災害復旧は今聞きましたが、明許繰越しと事故繰越しで林業は入札不調が結構あるけど、どういう不調だったのか教えてください。

吉松森林保全課長 林業の関係ですが、林業の中の5 4 億8 千万円の明許繰越しのうち、治山事業は約半分の約2 4 億円ほどあります。これに関しては、令和3 年度の補正予算も付いているので、この補正予算の執行は年明けの2 月頃になり、ほとんどが繰越しになっているためです。

井上委員 関連ですが、林業への繰越しが多いのは、日田の災害復旧事業が結構多いと聞いたんですよね。4 回も入札して全然だめだったという話があります。災害等で非常に工事が多いことと、単価が急に上がったので、なかなか入札金額と合わないことで、おたくの方でも調整ができていないのではないですか。結局のところ主な理由は何ですか。

吉松森林保全課長 令和2 年7 月に激甚災害があつて、それに伴う工事が県土木とか国土交通省にもあつて、発注事業が増えたことが一つの理由としてあるかと思います。要は、技術者不足ですね。

それと、林産事業に関しては入札不調の原因

を採るため、入札不調や不落札の対象の検討会を昨年度からやっています。その中で実態と合わない歩掛かり、経費の適用等があれば、それは改善して設計の中で反映させるようにしていて、一部は今年度から適用するので、その対策については、今後も引き続き事業者の意見等も聞きながら実態を分析して、歩掛かりに適用できる形に変えていきたいと考えています。

井上委員 とにかくもう1回地元で調査して、場所を調べておきます。

太田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

本報告のうち、本委員会関係部分については、承認すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

太田委員長 御異議がないので、本報告のうち、本委員会関係部分については、承認すべきものと決定しました。

次に、継続請願12 コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策の意見書の提出について、執行部の説明を求めます。

竹中水田畑地化・集落営農課長 資料の8ページを御覧ください。コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策の請願について、御説明します。

令和3年産の主食用米については、人口減少による需要の減退等により、①のグラフにあるように、昨年に続き在庫の過剰となっています。

次に②にあるように、全国の販売価格は昨年同時期に比べて低い状況が続いています。また、令和4年需要の見通しは、昨年に比べ約10万トンの減少が見込まれることなどから、国は引き続き需要に見合った生産を進めるため、令和4年産米の生産の目安について、前年に比べて21万トン、面積にして約3.9万ヘクタール減の675万トンとしています。県では令和4

年産米の生産の目安を1万9,200ヘクタールと、令和3年産米の生産の目安に比べて493ヘクタール減少させています。

このような状況を踏まえ、国は引き続き需要に見合った生産対策として③にあるように、令和4年度予算として3,470億円を計上し、令和3年度より130億円増加させています。さらに、コロナの影響による需要減に相当する令和2年産米の15万トンを特別枠として、集荷団体の長期保管や請願内容と実質合致する子ども食堂等の生活弱者への提供、そして中食・外食事業者等への販売に係る経費の支援制度を立ち上げており、事業実施主体の全農が集荷団体から12万トンの申請を受けて事業を開始しています。

また、備蓄米については④にあるように、災害等の備えとして適正水準とされる100万トン程度を保有し、毎年20万トン程度買入るとともに、5年持越米を飼料用として売却するほか、コロナ対策として子ども食堂等や子ども宅食へのごはん食の推進を目的とした無償提供による支援を継続して講じています。

⑤のミニマムアクセス米については、国が国内加工実需者のニーズ等を踏まえた数量を一元的に輸入し、価格等の面で国産米では十分に対応し難い加工や飼料への用途を中心に販売するほか、海外食糧援助に活用し国産米に極力影響を与えないようにしています。

太田委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。どなたかありますか。

堤委員 コロナの関係で外食産業への米の需要が少なくなっている状況の中で、単価がかなり下がってきているのはこの表で分かります。③で15万トンと書いていますが、市場価格を農家が十分生活ができるような米の価格にする場合、全体として何十万トン政府が買入れをすればとんになるんですか。

竹中水田畑地化・集落営農課長 以前に比べて、コロナの影響から10年間15万トン確保すれば、通常の価格で通常の在庫量でいけると思っていました。結局申請が12万トンしかない。

そこまで需要と供給の差が実際はなかったのかなと感じています。

堤委員 ということは、12万トンか15万トンを隔離しますね。そうすると、生産費を上回る販売価格を維持できることでいいわけね。値段が上がるんだね。

竹中水田畑地化・集落営農課長 値段が上がるというか1,300円から1,400円ぐらいで維持できると考えています。

堤委員 なかなか買手がなくて、実際に非常に単価が低くなって、結局売れないわけですね。申請が12万トンであったとしても、それは全体ではないと思うよね。生産者米価を暮らしができる価格にしてほしいというのが基本的な請願の趣旨だと思うけど、それで実際に、生産にかかった経費以上の販売価格として保障されるのかは非常に疑問だと思うよね。

だから、そこはやっぱり隔離よね。政府として、食料自給率が37%しかないわけだから、ウクライナによって食品が入ってこないわけでしょう。そうなると、何で日本の米を作って、単価が下がらないといかんのかと。おかしいですよ。国として買いだめをしましょうというのがこの請願の趣旨だからね——と思うんですよ。

竹中水田畑地化・集落営農課長 国がそう考えていることでいいかと思います。

堤委員 県としてはどう。

竹中水田畑地化・集落営農課長 県としては隔離して値段を少しでも上げようとしており、大分県産米を1,300円ぐらいで今のところキープできているので、いいのかなと感じています。

米の値段は、どうしても需給のバランスで決まるところはありますが、しっかりと推進していきたいと思っています。

堤委員 水田畑地化の問題で、今度水田活用の直接支払交付金が見直しをされるというか、現場は進めていて、5年に一度算定するとか、おかしな話ですよ。

この前、部長の答弁では1億8千万円ぐらい影響が出ると、これがどれくらい分からないけど、1億8千万円の減が出ることは、やはり

大変な状況だと思います。だから、そういう見直しを別にしたとしても、私は委員の皆さんには継続ではなく、ぜひ採択をしていただきたい。農家を守る気持ちがあると思うから、ぜひよろしくをお願いします。

尾島委員 稲作は日本農業の根幹ですが、以前から言われるように、やはり構造不況状態ですね。生産、耕作能力は随分あるけど、実際に消費が付いていかない。生産調整については自由になりましたが、いまだに国、県も含めて、ここにあるように需給のバランスを考え、耕作の目安と、目安に基づく生産量の目安を出して、いわゆる生産調整がまだ現下に続いている状態だと思います。

質問ではないですが、既に県下には作付けが随分進んでいて、水田の中間管理機構に出す営農計画も出ていると思うので、今年度の生産目安である県の1万9,200ヘクタールが現状でどうなっているかを教えていただきたい。

それから政府が米を買い上げれば、それだけ市場に出回る量が減るから、当然市場価格は上がることが想定されますが、私たちも米屋と話をすると、何年間か民間の在庫がだぶついていますよね。傾向的にも、令和元年からの資料がありますが、民間が抱え過ぎていて、国が調整したからといってすぐに流通価格に影響するかどうかという、それはちょっと分からないので、そこは慎重に判断せざるを得ないのかなという気がします。

それから政府の買上げですが、御案内のように、備蓄とすれば適正価格で買い上げてくれますが、5年間の備蓄をすれば、飼料用の米として非常に安い価格で放出されるので、そういう意味では、国としてもここは非常にネックになっているんですね。

ただ、食料の安全保障の観点から、国は備蓄米を持っているから、この量を増やしていくことについては、働きかけはいいと思いますが、その辺は需要と供給のバランスから見ると、やはり厳しいかなと。

最後になりますが、請願についての個人的な意見です。

願意にあるとおり、農家が非常に困っているから、ある程度価格を下支えするためにも政府が米を買い上げて、国際的な約束で進めているミニマムアクセス米も減らしてほしいという願意は分かりますが、非常に重要な問題なので、また継続でお願いしたいと思います。

太田委員長 答えはいいですか。

尾島委員 答えは要ります。生産の目安だけ。

竹中水田畑地化・集落営農課長 目安の1万9,200ヘクタールについては達成見込みであり、100ヘクタールぐらいは上回る形で達成できるという数字が出ています。

尾島委員 よく分からない。

太田委員長 もう一度お願いします。

竹中水田畑地化・集落営農課長 1万9,200ヘクタールの目安は達成する見込みです。

太田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 ほかに御質疑等もないので、これより本請願の取扱いについて協議します。

本請願について、いかがでしょうか。

〔「継続で」と言う者あり〕

太田委員長 それでは、継続審査の声がありましたので、継続審査についてお諮りします。

本請願については、継続審査とすべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

太田委員長 御異議がありますので、挙手により採決します。

継続請願12については、継続審査とすべきものと決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成委員挙手〕

太田委員長 賛成多数であります。

よって、継続請願12については継続審査とすべきものと決定しました。

次に、5月11日から6月3日にかけて実施した、県内所管事務調査のまとめについて、執行部より説明をお願いします。

竹中水田畑地化・集落営農課長 資料の9ペー

ジを御覧ください。県内の集落営農組織について御報告します。

まず、①集落営農の現状についてです。県では集落営農推進本部を平成17年に設置し、水田農業経営の効率化など地域の農地を維持する仕組みを構築するため、集落営農法人の育成を進めてきました。この結果、法人数は令和3年度末時点で222法人となり、これは九州において福岡県に次ぐ2位、全国でも12位の法人数となっています。

一方で、集落営農組織は集落内の労働力と、その当時は、安定収入品目であった米を前提とした経営のため、その後の担い手の高齢化や米の単価下落、交付金の廃止等の環境変化に対応できず、経営が悪化する法人が生じるなど、現状では健全経営体と二極化しています。

とはいえ、営農の継続に加え、集落の維持を担ってきた集落営農法人の機能を、そのまま個人法人や個人農業者に転換することは非常に困難であることから、今後集落営農のシステムや機能を維持しつつ、持続可能な経営体へのモデルチェンジを行うことが必要です。構成員も高齢化する中、今が集落営農の在り方を議論する重要なタイミングだと考えています。

そういった現状を踏まえ、②営農継続に向けた考え方ですが、経営面では、視察された蜷木営農のような平坦地の圃場が広い地域では、水田畑地化等による園芸品目の導入や、圃場整備等による圃場の利用率向上などによって、平坦地に適した経営の多角化を行い、収益を確保する必要があります。

また、南田代、大肥郷ふるさと農業振興会、いわどなどが営農する中山間地では、園芸品目を積極的に導入し、他の経営品目の導入とあわせて収益の向上を図り、立地条件にあわせた収益体制を確立することが必要です。

その際、一番の課題となる担い手の確保については、これまでも連合法人化や合併等を進めてきましたが、今後は農地集積の考え方の整理など、継承可能な経営へ構造の転換を進めることで、より積極的に新たな連携や事業継承など、外部労働力の活用を進めます。

大変難しい課題ではありますが、経営改善と担い手確保の好循環を創出できるよう、今後、農業総合戦略会議で集落営農法人会や大規模法人経営体等から意見を伺うなど、議論を重ね施策方針を立案していきます。

太田委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。どなたかありますか。

平岩委員 私は農業に関しては素人ですが、10年ぶりに農林水産委員会に入れてもらって、集落営農はどうなっているかなと、とても興味深く回らせてもらったんですね。そうしたら、農業大学校を出た方とか若い方も何人も入っていて、若い人が増えたんだなととても頼もしく思いましたが、半数以上の方がこの先の生活にとっても不安を抱えていると感じました。特に土地をここに持っていない人が土地を預けている状況もあり、そこで集落営農をやっている方が、せめて公務員並みの賃金が出せたらなと言われたのがとても印象的でした。

この集落営農を転換して行って、10年後にこの組織を存続させていけないといけないですが、存続できるかなとふと思ったので、もし何か考えがあったら教えてください。

竹中水田畑地化・集落営農課長 正に言われるとおりだと思います。今回は、比較的経営基盤がしっかりしている優良事例を見ていただいたわけですが、なかなかそうはいかない法人も多数あります。そこで10年後、20年後まで、そういう組織が残っていくためには連合法人であるとか、小さいところでは集落営農法人が合併していくとか、農事組合法人のところが多いですが、そこから株式会社化してより経営に特化するような法人形態の転換とか、そういうことをいろいろ考えながら、モデルチェンジを行いながら、何とか今後持続可能な形態へと議論を進めていきたいと思っています。

太田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方、御質疑はありますか。

麻生委員外議員 若手オペレーターの育成につ

いて、特に中山間地では、経営の多角化の中で畜産とか林業の取組という表記がありますが、これは具現化していくために急いでやらなければ、もう集落営農解散とか法人解散という動きになりかねません。人材の確保が非常に重要になっていくかと思いますが、畜産とか林業について、オペレーターの育成に関する何か具体的な動きがあれば教えてください。

竹中水田畑地化・集落営農課長 県内には222の集落営農法人があり、農業のことはある程度つかんでいますが、畜産や林業でどう取り組んでいる事例があるかは、ちょっとわからないので、今後、こういう議論を重ねていく中で、林業であったり畜産業であったりも調査しながら、事業を進めていきたいと考えます。

高村林務管理課長 集落営農法人と林業のマッチングと言うか、林業を行っている集落営農法人の中で、私どもで把握している事例は、中津江村の農林支援センターがあります。こちらは私自身、収益の構造をよく把握していませんが、林業で素材生産をする分である程度の収益を得て、その利益を農業の畦畔の草刈りとか、そういったところを支援して回っていると聞いています。

麻生委員外議員 ありがとうございます。いわゆる農山村の価値の転換部分で——例えば集落営農法人の合併とか広域化の中で、全くかけ離れたことをやってもいいのかなという視点も出始めているようです。例えば、ワサビ作りをどこかでやるとか、飼料米の面積を物すごく広げて、ドローンによって直まきして、スマート農業で自給飼料米を増やすとか、いろんな発想があると思います。中山間地の集落営農法人は大変苦勞しているの、ぜひ発想を転換して、また指導いただくようお願いします。

太田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 ほかに御質疑等もないので、以上で県内所管事務調査のまとめを終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があるので、これを許します。

それでは、①と②の報告をお願いします。

藤原新規就業・経営体支援課長 資料の10ページをお願いします。令和3年度の新規就業者の状況について御報告します。

まず、左の表1新規就業者の推移にあるとおり、令和3年度の新規就業者は、農業が280人、林業が113人、水産業が76人、合計469人となり、目標及び前年度実績を超え、過去最多の新規就業者数となりました。

新規就業者の特徴について、右の表2自営・雇用の推移を御覧ください。令和3年度の農業の雇用就農者が124人と就農者の44%であるのに対し、林業では107人と雇用就業者が95%を占めています。また、前年度と比較すると、特に林業において、ウッドショックによる国産材需要の増加により、全体の就業者数を押し上げています。

下段の3新規就業者の男女別推移では、女性就農者が過去最多の78人となっており、これは、就農学校やファーマーズスクールなどの研修制度や女性就農者確保対策事業の効果によるものと考えています。

今後とも、農林水産業への新規就業や農業の企業参入を促進し、将来を担う新たな経営体確保に力を入れていきます。

安東農村基盤整備課長 資料の11ページをお願いします。昭和井路突発事故復旧工事に係る通水開始時期の遅延について御説明します。

まず、1の事故概要ですが、令和3年9月28日に大分市大字下判田の昭和井路第二幹線水路において、パイプラインの破裂事故が発生しました。県は、土地改良区等と連携して、直ちに早期発注に向けた被災状況の調査及び測量設計を実施し、令和4年1月に復旧工事に着手しました。

次に、2の復旧工事の概要についてです。国の補助事業等を活用し、昭和井路土地改良区が事業主体となり、復旧延長101.5メートル、付替路線延長55.4メートル、総延長で156.9メートルのパイプラインの復旧工事を実施しています。

次に、3の現在の状況についてです。水路復旧に伴い、既設水路との取付け部において特注

品となるダクティル鑄鉄管直径1.2メートルの製作に時間を要したため、管路への通水予定が6月11日から7月25日となることが判明し、受益地内の水田で田植えができない場所が発生しています。

次に、4の通水開始の延期による影響範囲については、資料右側の第二幹線（大野川左岸部）にかかる作付可否図をあわせて御覧ください。図面に赤色の着色がある大分市松岡地区、明治地区等、合計約160ヘクタールの水田の取水に影響が発生する見込みです。青色や緑色の箇所はため池や揚水機場により用水供給が可能なエリアです。

次に、5の昭和井路土地改良区の対応方針についてです。用水確保に向けて、近隣の河川からの取水等の代替手段を検討しましたが、地形条件などによりポンプ取水が技術的に厳しいことから、土地改良区において、作付け不能による減収について補償を行うとともに、作付け不能となった水田に対し、賦課金の徴収は行わないこととしています。

最後に、6の今後の対応についてですが、現在、土地改良区、県、大分市、JA等農業団体による検討会議を毎週開催し、復旧工事に係る工程管理はもとより、補償対象者の確定作業及び具体的な補償方法の検討、さらには補償に対する地元農家の意向確認を行っています。

引き続き関係機関と連携し、農家の不安解消と早期復旧に向け、土地改良区に対して積極的に支援を行うこととしています。

太田委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があれば、お願いします。

尾島委員 昭和井路突発事故復旧工事の件で、ダクティル鑄鉄管の製作に時間がかかったということですが、ダクティル鑄鉄は上水道管でポピュラーに使われる管ですよ。ただ、直径1.2メートルはかなり大径だと思いますが、有名なところで久保田鉄工は随分作っているのではないかと思います。

それで質問ですが、製作に時間を要したとなっていますが、契約段階ではどうなっていたの

か。当然、間に合う契約だったと思いますが、それが間に合わなかったということは、場合によってはメーカーにある程度補償を求めていくことも考えられますが、いかがでしょうか。

安東農村基盤整備課長 発注当時の段階においては間に合うと考えて、工事を発注して実施してきたところです。

いずれにしても、こうした突発事故で写真のように陥没が発生して、被災状況を確認しながら掘削をしています。そうした中、やはり固い岩盤等が現れながらの工事を進めてきて、さらには、その中で工程の見直し等も行いながら、メーカーに既設管との接続部分について発注したのが4月下旬です。その後、メーカーから既設管との接続部分について、特注でダクタイル鋳鉄管を作らなければいけないことから、製作に2か月かかると連絡があったことから、こういった形で工期延期となった状況です。

尾島委員 管は伸び縮みするから、接続部が重要ですね。その関係もあったんでしょうか。

安東農村基盤整備課長 既設管はヒューム管で、それとダクタイル鋳鉄管との接続は、非常に特殊な接続管になるので、製品が特注品になることから、時間がかかったと伺っています。

尾島委員 相当の面積が作付けできませんが、耕作チャンスは今の時期しかないから間に合いません。耕作できないから補償するというのは、販売農家はそれでいいでしょうけど、一番問題なのは保有米ですよ。自分のところで食べたり、親戚に回したり、家族に届ける、そういった保有米を確保できずに、農家でありながら、よそから米を買わないといけないことは、非常に農家にとっては屈辱的ですから、そう簡単に補償を受け入れる話にはならないと思います。

私のところも、例えば、お金で補償するから、どこか米を買って食べてくださいと言われると、やっぱりいい気はしませんよね。だから、補償問題も農家の理解を得ながら進めていかないといけないことを十分念頭に置いて、改良区の方にも助言をもらえればと思います。

太田委員長 私からちょっといいですか。3番の現在の状況のところ、6月11日から7月

25日と幅がありますが、現状として、まだ工事を完了できていないのか、通水が7月に入るのかを教えてください。

安東農村基盤整備課長 現状ですが、工事は実施しています。工期が当初は6月11日に完了して通水をする予定が、さきほど言った特注品ができるのが7月の頭で、工事はその後やるので、7月25日までに工事を終え、その日が通水開始となっています。

太田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

木田委員外議員 今回の案件ですが、土地改良区の監督官庁は県になると思います。この事故が発生している状況から、また、工事について一部県の補助もあるようですが、工事に間に合わずに、改良区が補償を行わなければならない状況というのは、初動のところとか、どの辺の段階で県が察知したんですか。

今回の案件は、全面的に土地改良区が補償を行う内容で協議を行っていると思います。一部、大分市でも議会にかけて、作付けに対する事業に補助を行う案件も示されていると思います。ただ、その補償を担うべきメーカーに責任はなく、全面的な責任は土地改良区にあるという、その辺の補償協議をどのように進められてきたのか、初動のところと補償協議の内容について教えてください。

安東農村基盤整備課長 4月28日に県においては、突発事故の発生に伴って、管路の発注に遅れが生じたことを認識した状況です。

いずれにしても、その後、県としても土地改良区に対する監督機関ですので、まずは水の手当てができないのかと考え、緊急時の河川からの取水の部分を考えましたが、やはり高さの問題とかがあって、なかなかそれは難しいことから、これは用水供給は厳しいと判断しました。

そうした中で、県、土地改良区、大分市、農業団体という関係機関を交えた検討会議を立ち上げて、土地改良区だけでなく、この問題を関係機関で協議する場を設けて、今、検討会議を

進めています。

大分市においても補助を行うとのことですが、県としては、これはあくまでも土地改良区に対する補償と考えていて、補償の算定と、基礎となる部分とか、こういった形の補償が適切なのかとか、こういった部分を県として土地改良区に指導しながら進めていきたいと考えています。

いずれにしても、補償対象の方の理解なくしてこの問題は解決しない。また、補償対象外の方——水が来る農家の方も土地改良区ですので、そういった方からの不安の声が上がらないような形で、要するに公平な補償の在り方をよく考えながら、土地改良区とよく検討を進めていきたいと思っています。

木田委員外議員 今回の事故については不可抗力の部分もあるので、全面的に土地改良区に責任を負わせることについては、多少考慮しなければならないことは、補償協議の中で考えられているでしょうね。大分市が公的に通水について補助を行うということは。

安東農村基盤整備課長 大分市の事業内容については、被災農家が代掻きなどの水田を適切に管理する場合に補助をする制度だと伺っています。一方では、土地改良区が耕作者の収入の減少した部分について、どのような形で補償していくかを、今検討会議の中で進めている状況です。

木田委員外議員 大分市の分は別として、今回の事故に関する補償は土地改良区が持つと受け取っていいですね。

安東農村基盤整備課長 そのとおりです。

麻生委員外議員 もう質問しませんが、通水時期が遅れることは、農家にとってはあり得ないことなので、前代未聞ですよ。これは、いろんな言い方をしている方がいますが、大分市のこの場所は、今議会でも工業団地の造成とか、行政あげての地上げ工事じゃないとか、そこまで言われ始めているのも事実ですから、これは妙なことにならない形で対処しないと大変なことになりますよ。それだけ申しておきます。

太田委員長 次に、③の報告をお願いします。

中尾森との共生推進室長 資料の12ページを

お願いします。有害鳥獣対策の取組について御報告します。

令和3年度の被害額は、左上の表1鳥獣被害額の推移の棒グラフにあるように1億6,200万円で前年度より約300万円減少しました。加害鳥獣別の被害額は、その下の円グラフにあるように、イノシシによる被害は57%、シカによる被害が25%を占めています。また、捕獲頭数はその下の2捕獲頭数の推移の表にあるように、シカは4万7,039頭と過去10年で最多の捕獲数となっています。

右上の3振興局別被害額を御覧ください。中部振興局と北部振興局で被害額が増加していますが、それ以外の振興局管内で被害額が減少しています。被害額が増加した2振興局では、イノシシによる水稲への被害が増加したことによるものです。

その下、4の令和4年度の主な取組として、(1)の予防・集落環境対策では、水稲等の被害の大きい集落を予防強化集落に指定し、集中的計画的に防護柵を設置するとともに、鳥獣害対策アドバイザーの認定や育成を行い、集落ぐるみの被害対策を推進します。

(2)の捕獲対策では、シカの猟期内の捕獲報償金上乘せに加え、ジビエ利用促進のための報償金の上乗せを継続し、日出生台や十文字原演習場内での有害駆除や、指定管理鳥獣捕獲等事業により捕獲圧の強化を図ります。また、今年度からの新しい取組として、シカ対策では、餌場となりうる草地での捕獲圧を高めるため、草地適用型囲いわなによる捕獲実証を行います。また、有害駆除の実績報告について電子申請化を進めるとともに、捕獲位置情報といった電子データを生息場所の把握等に活用することで、捕獲の効率化を図ります。

(3)の狩猟者確保対策では、狩猟者育成に向けたセミナーの開催や次世代リーダー育成、大分レディースハンタークラブへの支援を行います。

(4)の獣肉利活用対策では、ジビエ取扱店の拡大を図るためのセミナーを開催し、県産ジビエの普及を図ります。また学校給食の食育支

援に取り組み、県産ジビエの消費拡大を図ることとしています。

これらの取組を進めていくことで、さらなる被害軽減に努めます。

太田委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があれば、お願いします。

堤委員 今日の新聞にも、ジビエの活用が全国平均よりも大分県は低いと出ていました。そこら辺は目安的には多い感じがしますが、低いとはどういう状況か。

中尾森との共生推進室長 報道にもジビエの利用率について4%と出ていました。これは捕獲頭数分の利用頭数という形になっていて、大分県の捕獲頭数が直近の全国のデータで、県別で見ると全国2位になっていて、要するに頭数が多いことも要因となっています。

また、利用量としては、令和2年度の農林水産省のデータを県別で見ると約10位で、極端に低い状況ではありません。

よって、利用量はあるので、利用拡大にしっかり努め、県産ジビエの消費拡大に努めていきたいと思っています。

太田委員長 私は3月に野焼きをしますが、谷の中に放置されているシカが何頭もいます。いわゆる尻尾だけ切って写真を撮って、報償金だけもらって、あとは放置というか、捨てられているシカもいるので、ちゃんと埋めるなり始末してほしいなと思います。そういう指導もよろしくをお願いします。

中尾森との共生推進室長 今御指摘のあった点については、ジビエの活用を踏まえ、消費の部分についても、狩猟者への指導等により一層努めていきたいと思っています。

太田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

麻生委員外委員 放置している事実があったなら、それは犯罪になるのではないかな。動物愛護か、どういった問題になるのか確認しておく必要があるのではないですか。そういったもの

を見付けた方が、ちゃんと報告をして刑事告発すると、抑止力にもつながっていくと思いますが、その辺の刑法上の取扱いはどうなっていますか。

中尾森との共生推進室長 すみません、さきほどの処理の部分で、処分することについて、山の中にしっかり埋めることについては法律的にも問題ないと思います。

麻生委員外議員 埋めていけば。

中尾森との共生推進室長 はい。

麻生委員外議員 放置していれば。

中尾森との共生推進室長 放置されたものについては、すみません、改めて確認します。

太田委員長 次に、④の報告をお願いします。

神鳥林産振興室長 資料の13ページをお願いします。2022年全国乾しいたけ振興大会inオーガニックシティさいきについて御報告します。

1の概要にあるとおり、国産原木乾しいたけの振興を目的に行われるもので、本年は8月6日から7日に佐伯市で開催されます。

次に、2の行事内容を御覧ください。

資料左の主要行事として、オープニングセレモニー宇目神楽を皮切りに、第69回全国乾椎茸品評会及び第65回大分県乾椎茸品評会の表彰式等が行われます。また、資料右の関連行事として、地元小学生らによるしいたけミュージカルや、うまみだけ、佐伯市特産品のPR、販売などが行われます。

全国から約1万人もの参集を見込むこの大きな大会を、本県の乾しいたけ産業のさらなる発展の契機としていきたいと考えています。

委員の皆様には、改めて行事への御案内をさせていただきますので、御参加のほどお願いします。

太田委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があれば、お願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 ほかに御質疑もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、ほかにありませんか。

平岩委員 私はいつも有機栽培のことを一生懸命言っていますが、有機、無農薬の野菜を一生懸命作っている方が今回も質問で出ていました。少数ですが多品目で、非常に素晴らしいことをやっているし、そういう人たちが集まって用具を貸し合ったり、いろいろ高めていっていると思うんですね。

シャインマスカット御殿とか、甘太くん御殿とか、白ねぎ御殿は建たないけれども、そんな人たちは御殿を建てたいと思っているのではなく、いいものを広げたいという意欲がすごくあって、それをやはり後押ししてあげたいなと思っています。

こういう野菜は、食べたら幸せになる野菜だなとつくづく思います。ただ、やはりロットがそろわないと量販店に置けないところもあります。今広げようとしているかもしれないけど、なかなかそこまではいかないと思いますが、ぜひそういう農業を営んでいる人たちの支援をこれからも続けていってほしいと願っています。

吉止地域農業振興課長 有機農業の推進についてお答えします。

有機農業の推進については、国のみどりの食料システム戦略、それから大分県の第3次有機農業推進計画も策定して、特に本年度からそういった取組を強化していきます。また、推進については、農家同士の情報交換、情報共有、生産技術の向上、それから販売においては、皆さんで持ち寄って共同で販売できるような販路の改革と物流の整備を進めていきたいと考えます。

平岩委員 お願いします。

太田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 別にないので、これで農林水産部関係の審査を終わります。

執行部及び委員外議員の皆様はお疲れ様でした。委員の皆さんは、この後、協議を行いますので、お残りください。

〔農林水産部、委員外議員退室〕

太田委員長 それでは協議事項に入ります。

まず、閉会中の所管事務調査について、お諮りします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中、継続調査をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

太田委員長 御異議がないので、所定の手続きを取ることとします。

次に、定例外調査についてです。

初常任委員会時に、県外所管事務調査の有無については、第2回定例会で改めて協議することとしていました。新型コロナウイルス感染症は少し落ち着いてきてはいますが、完全に治まったわけではありませんので、県外にこだわらず、定例外の県内調査という選択肢もあります。また、過去の対応を踏まえ、参考人招致による聞き取りなどの方がより効率よく関係者の話を聞くこともできます。

そこで、いろんな選択肢がある中で、定例外調査の対応について協議したいと思いますがいかがでしょうか。

〔「県外調査で」と言う者多数〕

太田委員長 それでは、県外調査を行うことにしたいと思います。それでは、事務局から県外調査のスケジュールや調査先について説明させます。

〔事務局説明〕

太田委員長 ただいま事務局から説明があった内容を踏まえて、県外調査の日程と調査先等について協議したいと思いますがいかがですか。

〔協議〕

太田委員長 それでは、県外所管事務調査については、11月7日から9日もしくは11月15日から18日の間の2泊3日で実施することとします。調査先や詳細な調整等については、私に御一任いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

太田委員長 この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

太田委員長 別がないので、これをもって、委員会を終わります。

お疲れ様でした。